

関稅定率法施行令第二十一條の規定に基づき、國際博覽會等の會場で消費される物品のうち關稅を免除するものを指定する件

昭和四十五年三月三日大藏省告示第二十五号

關稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第二十一條の規定に基づき、國際博覽會等の會場で消費される物品のうち關稅を免除するものを次のとおり指定する。

- 一 香水、オーデコロンその他これらに類する物品
- 二 花火その他これに類する火工品